

目 次

第1	源泉徴収制度について	1
Ⅰ	源泉徴収制度の意義	1
Ⅱ	源泉徴収義務者	1
Ⅲ	源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
Ⅳ	源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
Ⅴ	源泉徴収をする時期	8
Ⅵ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
Ⅶ	復興特別所得税の源泉徴収の概要	12
第2	給与所得の源泉徴収事務	13
Ⅰ	給与所得の課税標準	13
1	給与所得控除	13
2	給与所得者の特定支出控除	14
3	所得金額調整控除	15
Ⅱ	給与所得の範囲	16
1	特殊な給与の取扱い	16
2	現物給与の取扱い	22
Ⅲ	給与所得の収入すべき時期	39
Ⅳ	給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	40
1	控除の種類	40
2	所得控除	41
3	控除の対象になるかどうかの判定時期等	59
4	税額控除	59
Ⅴ	給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	86
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	86
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	88
3	その他の申告書	89
4	申告書の電磁的方法による提供	89
5	申告書への個人番号の記載の特例	89
Ⅵ	給与所得に対する源泉徴収	90
1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	91
2	賞与に対する源泉徴収	107
3	年末調整	113
Ⅶ	給与の支払明細書の交付	116
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	117

第3	退職所得の源泉徴収事務	118
I	退職所得の課税標準	118
II	退職所得の範囲	118
III	退職所得の課税年分	124
IV	退職所得控除額の計算	125
1	通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	125
2	特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	126
3	特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	131
V	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	135
1	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	135
2	特定役員退職手当等の範囲	135
3	特定役員退職所得控除額の計算	138
VI	退職所得に対する源泉徴収	144
1	「退職所得の受給に関する申告書」	145
2	申告書の電磁的方法による提供	145
3	申告書への個人番号の記載の特例	146
4	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった 場合の源泉徴収	146
5	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった 場合の源泉徴収	152
VII	退職手当の支払明細書の交付	152
VIII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	153
第4	公的年金等の源泉徴収事務	154
I	公的年金等の雑所得の金額	154
II	公的年金等の範囲	155
III	公的年金等の収入すべき時期	156
IV	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	156
V	公的年金等に対する源泉徴収	159
VI	公的年金等の支払明細書の交付	163
VII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	163
第5	報酬・料金等の源泉徴収事務	164
I	居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	164
II	内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	184
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	184

第6	生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務	185
I	生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	185
II	懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	186
III	定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	187
IV	匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	187
V	割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）	187
VI	割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例 （償還時源泉徴収）	188
第7	利子所得の源泉徴収事務	191
I	利子所得の源泉徴収事務	191
1	源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	191
2	利子所得に対する源泉徴収	192
3	源泉徴収義務の特例	195
4	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	195
II	利子所得等の非課税に関する制度	196
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	196
2	障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	209
3	障害者等の少額公債の利子の非課税制度	209
4	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	209
5	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	219
6	納税準備預金の利子の非課税制度	223
7	特定寄附信託の利子所得の非課税制度	223
8	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	223
9	公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度	224
第8	配当所得の源泉徴収事務	226
I	源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	226
II	配当所得に対する源泉徴収	230
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	254
第9	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務	255
I	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	255
II	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴 収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	260
第10	非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	264
I	非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	264

II	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	272
III	源泉徴収制度の特例	280
IV	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	288
第11	源泉徴収票及び支払調書の提出	333
I	給与所得の源泉徴収票	333
II	退職所得の源泉徴収票	335
III	公的年金等の源泉徴収票	335
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	336
V	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	337
VI	利子等の支払調書	338
VII	非居住者等の所得の支払調書	339
第12	災害被害者に対する救済	340
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	340
II	源泉徴収義務者に対するもの	345
第13	給与所得者の確定申告	348
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	348
II	退職所得がある人の場合	350
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすれば その源泉徴収税額が還付される場合	350
【参 考】		
●	給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	352
●	郵送等による書類の提出日	359
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	361